

(いただいた3通のコメントを合わせて記載しております。)

[公開草案]

企業会計基準公開草案第16号、企業会計基準適用指針公開草案第20号

- 
- 法人名 :
  - 部 署 :
  - 役 職 : 公認会計士
  - 名 前 : 横山明
  - 電話番号 :
  - メールアドレス :

---

■コメント:

連結株主資本等変動計算書は開示すべきである

「35項 ~?連結株主資本等変動計算書は従来の連結剰余金計算書よりも作成に負担を要するものであり、45日以内での開示が必要な点を考えると、作成は不要とすべきであるという見方があることなどが挙げられる。」とあるが、連結修正仕訳が複式簿記で行われ、連結精算表に株主資本変動等計算書が含まれ、関連する勘定科目が計上されて、初めて連結財務諸表が完成するのであって、連結株主資本等変動計算書を含む基本財務諸表は同時に作成される。追加労力はない。

連結株主資本等変動計算書が従来の連結剰余金計算書より作成に負担を要すると断定するのは実務を知らないものと思われる。

また、読者に見れば、損益計算書の利益と連結資本等変動計算書を通じて純資産との関係が分かるメリットがある。理解し易いというメリットが、不透明な開示より勝ると考えるべきです。

また、国際会計基準にコンバージェンス（米国基準にコンバージェンスするのではない）すると宣言している矢先に、国際会計基準が開示を求めているものを削除する積極的理由が草案から見出せない。

資本市場の重要な参加者である投資家に理解しやすい財務諸表は、市場の信頼を増すことになる。

(いただいた3通のコメントを合わせて記載しております。)

### 会計方針の変更・重要な誤謬の訂正について

「会計処理の原則及び手続の変更および、過去の重要な誤謬は、過年度遡及修正に係るものであり、本会計基準とは別に長期的な検討課題とされるべきものとして整理した。」とありますが、ASBJのプロジェクト計画表によると、2007年中に、リース会計基準の借手のリース資産・負債の計上および工事契約の工事進行基準での計上など国際会計基準とのコンバージェンスを目前に控えています。

日本が国際的な視野から、リース会計にしても工事契約が国際基準に改正された場合、両会計基準が過年度遡及修正なしに適用されるならば、期間比較困難・理解困難な財務諸表の開示が長期間行われることとなります。財務諸表の読者に分かりにくい財務諸表を提供することとなります。

わが国は、過去、官財の視点のみで、財務諸表読者の視点に立っておらず理解しやすい表示の努力を怠ってきたため、「遡及再表示を行わない実務慣習や監査制度」が定着してしまいました。

市場での重要な参加者である投資家に分かり易い財務情報は、市場の信頼を得るために欠かせないものであります。企業は証券市場からの便益を得られており、市場の信頼を得るための企業負担は合理的範囲内であれば当然であります。国際会計基準は、市場の信頼を得るために設定された完成度の高い基準で合理的範囲内と国際的に認められたものと思量します。

したがって、議論を先延ばしするのではなく、この四半期財務諸表の会計基準で解決するくらいの基準を設定すべきです。さもなくば、IASBとの共同プロジェクトで、過年度遡及修正を議論しても「四半期財務諸表の会計基準」が足を引っ張り堂々巡りで、過年度遡及修正は永久に日本では導入できなくなります。

欧州で採用の国際会計基準が、IFRS1号「国際会計基準の適用初年度」で、原則、過年度財務諸表を遡及修正し、読者に分かり易い比較可能な2期比較の財務諸表の開示を求めているのも同様な趣旨です。

ASBJには日本の会計基準を設定している唯一の機関として、洋の東西を問わず、投資家等の財務諸表利用者に分かり易い財務諸表の開示ができる完成度の高い恥ずかしくない会計基準の設定を期待します。

(いただいた3通のコメントを合わせて記載しております。)

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」に対するコメント

名称について「四半期財務報告」とすることを、お勧めする。

国際的に、会計基準の名称が「財務報告 (Financial Reporting)」となっていることで、無機質な「財務諸表」より、誰かのために「財務報告」という流れに沿って名称を「四半期財務報告」基準とすることをお勧めする。

ちなみに、中国の会計基準32号「中間財務報告 (Interim financial reporting)」としています。中国は国際基準の流れに沿っているものと思います。

下記は参照URL：

<http://www.iasplus.com/china/0602newstandards.pdf>